

平成 28 年 1 月 8 日

お客様各位

豊商事株式会社

特定個人情報（マイナンバー）のご提供のお願い

平素は弊社をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

さて、平成 27 年 10 月施行となりました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づき、弊社でもお客様に「個人番号（マイナンバー）」のご提出をお願いすることとなりました。

特定個人情報の取扱いに関しましては、マイナンバー法並びに弊社「特定個人情報等に関する基本方針」に基づき厳重な安全管理に努め、下記の利用目的に限り使用いたします。この度は、下記の利用目的に係るお客様のお取引に関連して、「個人番号（マイナンバー）」のご提出をお願い申し上げます。（ご提出書類については別紙をご参照ください。）

また、特定個人情報の提出に際しては、マイナンバー法の定めにより別紙に記載する本人確認書類も一緒にご提出をお願いします。

マイナンバー制度に伴う弊社の対応に、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

利用目的

- ① 先物取引に関する支払調書作成事務(商品先物取引、金融商品取引)
- ② 金地金等の譲渡の対価の支払い調書作成事務
- ③ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
- ④ 不動産の使用料等の支払調書作成事務

以上

別紙

ご提出書類について

I 「個人番号（マイナンバー）」として提出頂くものは、次の書類のいずれかになります。

1. 個人番号カード（表面及び裏面）の写し
2. 通知カードの写し
3. 住民票の写し又は住民票記載事項証明書に個人番号が記載されている原本

上記1. の「個人番号カード（表面及び裏面）の写し」を提出の場合は、次に記載する本人確認書類の提出は不要です。

II 上記の2. 「通知カードの写し」及び3. 「住民票の写し又は住民票記載事項証明書に個人番号が記載されている原本」と同時に下記の本人確認書類をご提出ください。

(1) 顔写真付の本人確認書類を提出頂く場合は、次の書類の写しの内いずれか1つをご提出ください。（この本人確認書類はご提出時において有効なものに限られます。）

- ①運転免許証（裏面に住所変更の記載がある方は裏面のコピーも必要）
- ②運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）
- ③パスポート（氏名及び生年月日、住所が記載されているもの）
- ④在留カード（氏名及び生年月日、住所が記載されているもの）
- ⑤特別永住者証明書（氏名及び生年月日、住所が記載されているもの）
- ⑥写真付きの住民基本台帳カード（氏名及び生年月日、住所が記載されているもの）
- ⑦税理士証票（提出時に有効なもの）

(2) (1)の「顔写真付の本人確認書類」を提出頂けない場合は、次の書類の写しの内いずれか2点をご提出ください。

- ①国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証
- ②国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証
- ③私立学校教職員共済制度の加入者証
- ④国民年金手帳
- ⑤特別児童扶養手当証書
- ⑥国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書及び納税証明書（領収日付の押印又は発行年月日が6か月以内のもので、氏名及び住所が記載されているもの）
- ⑦印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本もしくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記録事項証明書、母子健康手帳（提出時に有効なもの又は発行日から6か月以内のもので、氏名及び生年月日、住所が記載されているもの）
- ⑧源泉徴収票、支払通知書、特別口座年間取引報告書（氏名及び生年月日、住所が記載されているもの）

以上